



無病息災をねがって

1月12日(日) 賽の神(下富岡地区)

広報

わししま

2003 **2** February

2003年(平成15年)2月1日発行 No.354

広報わししま

平成15年2月1日発行 354
 発行:和島村役場
 編集:企画観光課
 〒949-4511
 新潟県三島郡和島村大字小島谷3434-4
 TEL:0258(74)3111
 FAX:0258(74)2791
 http://www.vill.washima.niigata.jp
 E-mail:w-kikaku@lily.ocn.ne.jp

年金4コマ劇場

年金はトクか、ソクか?



公的年金は「世代間扶養」。私たち現役世代の保険料で自分の祖父母や親を含む年金受給世代に年金を支給するしくみです。保険料を納めていないのは、自分の年金がなくなるだけでなく、社会の一員としての責任を果たしていないことにもなります。

和島村の人口と世帯数

人口 5,147人(-3人)
 男 2,490人(-3人)
 女 2,657人(±0人)
 世帯数 1,314戸(±0戸)
 12月末現在・()内は前月比

2月の広報カレンダー

1 (土)		16 (日)	
2 (日)	○第7回村民ボーリング大会 (見附ミナミボール)	17 (月)	○確定申告(3月17日まで)
3 (月)		18 (火)	○心配ごと相談
4 (火)	○心配ごと相談	19 (水)	○配食サービス
5 (水)	○配食サービス	20 (木)	○年金相談所開設
6 (木)		21 (金)	
7 (金)	○移行学級(桐島・島田小)	22 (土)	
8 (土)		23 (日)	
9 (日)		24 (月)	
10 (月)		25 (火)	○乳児検診 ○心配ごと相談
11 (火)	建国記念の日	26 (水)	○配食サービス
12 (水)	○心配ごと相談 ○風疹予防接種 ○配食サービス	27 (木)	
13 (木)		28 (金)	○固定資産税第4期納入期限 ○国民健康保険 2月期納入期限 ○介護保険料2月期納入期限
14 (金)	○保育所一日入所 (平成15年度入所予定乳幼児)		
15 (土)	○体験活動発表会 ・委杖式 ・懇談会(桐島小)		

編集者のつぶやき

1月12日(日)、下富岡地区の小正月行事「賽の神」の取材に行ってきました。▶午後3時30分、今年の年男・年女が点火。しばらくして勢いよく燃え上がると大勢の人がスルメ等を焼き始めました。編集者はその様子を写真に撮り続けましたが、大人の4倍~5倍はある巨大な賽の神から降り注ぐ燃えカスで、顔に黒い斑点が出来てしまいました。▶さて、今年は地元の人が「こんな日はめずらしいな~」と言うほど、穏やかな天候のもと実施されました。編集者は賽の神から煙がまっすぐ昇っていく様子を見て、昔の人が思っていた「神」というものをほんの少しですが感じたような気がしています。

申告は正しく お早めに

所得税の確定申告

期間 2月17日(月)～3月17日(月)

平成14年分の所得税の確定申告は、2月17日(月)から3月17日(月)までとなっています。申告期限終了間近になりますと相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことにもなりかねませんので、できるだけ早くお済ませください。(土・日曜日は閉庁日です。)

正しい申告を!

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っているみなさん自身が税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならぬこととなりますので、ご注意ください。

確定申告をしななければならぬ場合

事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を買った場合などで、平成14年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額を超えるとき
サラリーマンで、給与の年収が2,000万円を超えるとき、給

与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超えるとき

白色申告の方も 収支内訳書の添付を

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で、確定申告書を提出する人は、その年の総収入金額や必要経費の内訳を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。



申告書を自分で書くときは

申告書を自分で書くときは、「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書き方」を参考にしてください。「申告書の書き方」に示さ

れている番号順に記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっていますので、ご自分で記入してお早めに郵送などにより提出してください。

納税は期限内に! またとても便利な振替納税を

平成14年分の確定申告による所得税の納期限は平成15年3月17日(月)です。できるだけ早めにお済ませください。

また、振替納税をすでに利用されている方は、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。振替納税をまだ利用されない方は、納税のための手数が省け、うっかり納期限を忘れてしまふこともない振替納税がとても便利です。ぜひご利用ください。

和島村での納税相談

相談受付
午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
会場 和島村役場3階「大会議室」
申告に関するお問い合わせは役場総務課税務係(☎74 31 1 内線261・262)又は、長岡税務署(☎33 5252)へ

地域別納税相談日程表

日	地	域
2/17日(月)	上小島谷、中小島谷	
18日(火)	下小島谷、駅前	
19日(水)	下富岡、若野浦	
20日(木)	阿弥陀瀬、高畑	
21日(金)	日野浦	
24日(月)	中沢、梅田	
25日(火)	東保内	
26日(水)	村田	
27日(木)	城之丘	
28日(金)	両高	
3/3日(月)	上桐	
4日(火)	三瀬ヶ谷、北野	
5日(水)	根小屋、荒巻	
6日(木)	新田、中央	
7日(金)	下町上、下町下	
10日(月)	川端、道城下	
11日(火)	法善町、寺町、小谷	
12日(水)		
13日(木)		
14日(金)		
17日(月)		

・営業関係の方は、和島村での相談日はありませんので、直接長岡税務署等へお出かけください。
・日程表はあくまで目安ですので、指定日に都合のつかない方は、ご自分の都合のよい日にお出かけください。

医療費控除・住宅借入金等特別控除を受けられる方へ

医療費控除を受けられる方の計算をして、医療費控除額のある方。(注 源泉徴収税額のある方に限り還付されます)

医療費控除額の計算方法

{その年中に支払った医療費}-
{保険金などで補てんされる金額}={A}
{A}-{10万円又は所得の5%どちらか少ない金額}
=医療費控除額(最高200万円)



・医師が発行した「おむつ使用証明書」と、その証明書をもらった日以後の「おむつ代の領収書」が必要。
・領収書には、おむつ使用者の氏名および成人用のおむつ代であることが明記されていることが必要です。
《医療費控除の対象となる医療費

は、その年に実際に支払ったものに限られます》
ご注意ください!
次のようなものは、医師等に要する診療費の費用とはいえませんが、医療費には含まれません。
容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で支払った整形手術の費用
健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などのため健康増進や病予防などため

住宅借入金等特別控除を受けられる方へ
要件(平成14年入居の場合)
1 新築住宅
住宅取得後6ヶ月以内に入居し引き続き住んでいること
引き続き住んでいること
家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上であること
床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住用であること
控除を受ける年の所得金額が3千万円以下であること
入居した年及びその年の前後2年以内に譲渡所得の課税の特例(3千万円の特別控除、買換え、交換の特例など)を受けていないか、又は受けないこと
民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローン等を利用して借入すること
住宅ローン等の返済期間が10年

増改築をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上で、しかも1(新築住宅)の要件にあてはまること
その家屋の取得の日以前20年以内(耐火建築の場合は25年以内)に建築されたものであること
建築後使用されたことがあること
3 増改築
増改築をした後の家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上で、しかも1(新築住宅)の要件にあてはまること
増改築、改築、大規模の修繕、大規模の様替えの工事であること
増改築後の工事費用が100万円を超えるものであること
自己の居住のための部分の工事費用額が、増改築等の工事費用総額の2分の1以上であること
平成14年1月1日から12月31日までに入居した場合は10年間、特別控除が受けられます。ただし、法改正や諸要件などにより取り扱いが異なることもありまますので、不明な点は遠慮なくご相談ください。

無火災への誓いを新たに

新年を迎えて火災や災害のない1年間をと、決意も新たに和島村消防団の出初式が1月5日(日)、役場大会議室で行われました。

式典では久須美村長が「災害は予期せぬものであり有事に對しての訓練を怠る訳にはいきません。団員各位は訓練、教養に励まれ一層のご精進をお願いします。」と団員を前に訓示を述べました。

また式典の後にはポンプ車と小型ポンプ2台による一斉放水が行われ、一年間の無火災へ誓いを新たにしました。



1月10日は何の日？



北辰中学校において1月10日は110番の日ということで、110番のことを良く知ってもらおうと、寸劇と講演が行われました。寸劇は、中学生が2人組の不良

古式ゆかしく伝統の神事

1年間の農作物の作柄を占う伝統神事「筒粥祭」が1月14日(火)の夜、氏子のみなさんや関係者ら大勢の人が見守るなか、島崎の宇奈具志神社で厳かに執り行われました。

長い歴史を持つこの神事は、豆柄で炊いた粥に葦の筒を入れて、筒の中に入った米の数で今年1年間の農作物の作柄を占うというもの。3粒以上入っていれば大吉、1粒か2粒であれば吉、何も入っていないければ半吉とされています。今年の結果はというと、苗が吉



麦が半吉、大豆が半吉、早稲が半吉、中稲が半吉、晩稲が半吉という結果となりました。

楽しいひとときプレゼント

い。受ける側の友達も素直に真剣に考えてやる、そういう人になってもらいたい。」と講演され、生徒たちは真剣な面持ちで話を聞いていました。



昨年(12月26日)木、配食サービスを利用しているお年寄りをゆきわり荘に招いて昼食会が行われました。この日は、日頃配食サービスに携わっているボランティアさんらと一緒に楽しくおしゃべりしながら、和気あいあいの時間をすごしました。

また、昼食会までの待ち時間には保育所の地域ふれあい活動として行われた子供たちの歌やおゆづぎを楽しんだほか、肩たたきのサービスもあり、参加者は子供たちとの触れあいを楽しみました。

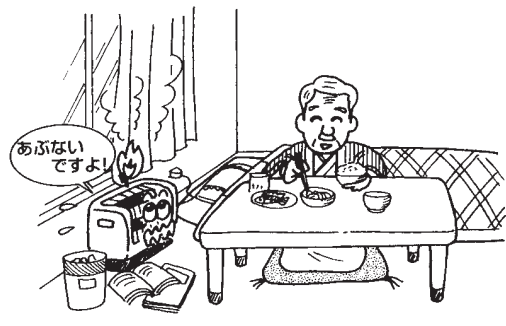
火の用心

もう一度
しっかり
チェック

高齢者を火災から守るために

寒くなるとふとんのまわりで火を使うことも多くなりますが、ちょっとしたはずみでふとんがはずれてストーブに接触したり、ふく射熱などで火災が起きることがあります。暖房器具の周りは常に整理整頓しておくように気をつけましょう。

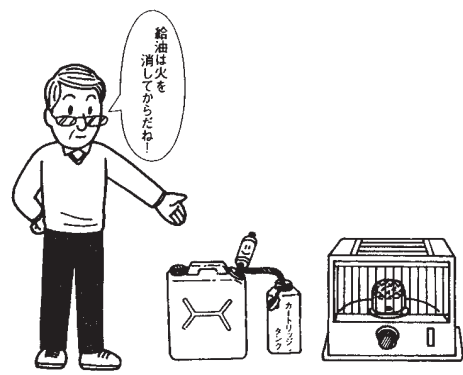
また寝タバコも火災原因の一つです。絶対に止めましょう。



給油の時の注意点

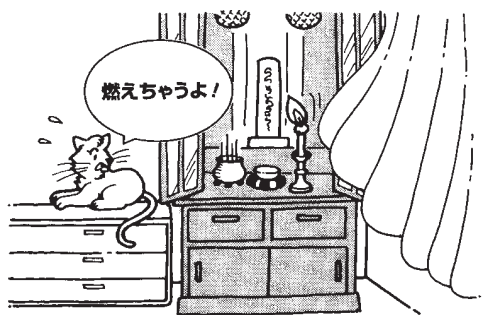
面倒だからといって火をつけたまま給油することは大変危険です。給油する前はストーブの火を消しましょう。

また給油の後は燃料タンクのキャップをきちんとしめたかどうかを確認しましょう。



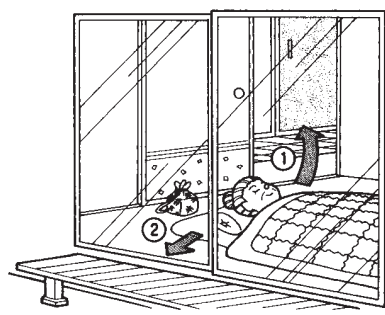
火を使う部屋はご注意を

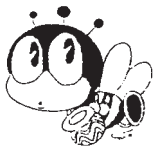
仏壇の線香やローソクが倒れて床に落ちたり、カーテンがふれて燃えあがる場合があります。誰もいない部屋では、線香やローソクはつけっぱなしにしないようにしてください。また最近では、防火製品のカーテンやカーペットもあります。このような部屋には、こちらもご検討してみてください。



もしもの時のために

もしも火災がおきてしまった時のために、お年寄りの寝室は、1階の出入り口の近くなど、すばやく避難できる部屋にしましょう。出入り口と窓というふうには避難路が2方向あれば、いざというとき簡単に避難でき安心です。普段から隣近所の人に声をかけておき、協力してもらえるようにしておくことも重要です。





わし麻呂くんの部屋

生涯学習情報



広大なキャンパスを思い返すGANTスクール!!

中学生を対象とした「アドベンチャーウインタースクール」が1月11日、12日の2日間の日程で妙高池の平温泉スキー場を会場に実施されました。

参加した10名の内、スノーボードをした生徒が9名もいて、改めてスノーボード人気を感じさせられました。もう1人はショートスキーというスキー板が1メートル程の新しいタイプのスキーに挑戦、生徒たちは雄大な白銀のキャンパスに思い思いのシュプールを描いていました。



天候はあいにくの曇りでしたが、妙高というぜいたくなフィールドを存分に満喫した様子でした。

完全学校週5日制施行に伴い、子供たちに様々な体験活動の機会を提供してきた「こなかクラブ」は本年度最後の活動として、「ミニ門松造り」を行いました。中村園芸の中村太一郎さんをメイン講師として、地域のみなさんや役場職員ボランティアが協力する中、子供たちは一生懸命作業を進めていきました。最初は、のこぎりを挽く手もおぼつきませんでした。作業にも徐々になれ、最後には全員がしっかりとミニ門松を完成させることができました。最後に、今年度の活動はこれで終わりになりますが、「こなかク



「ミニ門松造り」の趣旨に賛同され、協力してくださった、講師先生や地域の皆様に厚く御礼申し上げます。

和島村 青少年育成村民会議会費納入のお礼

和島村青少年育成村民会議では、昨年11月から12月にかけて各地域の区長さんを通じて、村民の皆様から会員になっていただきますようお願いしたところ、平成13年とほぼ同数の1,260世帯から378,000円の会費をいただきました。これもひとえに村民各位のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。

この会費は青少年の健全育成のために大切に使用させていただきます。使い道については、昨年の7・8月に、村内27か所の小学生を主体とした地域子ども会と各スポーツサークルに活動費の一部として助成したほか、1月号の広報わしまに「家庭の日の作文」を掲載し、また中学校サマーワークボランティアにも助成しました。

和島村青少年育成村民会議地区別会費納入一覧

地区名	会費	地区名	会費
上小島谷	9,300	上 桐	27,300
中小島谷	12,900	三瀬ヶ谷	4,500
下小島谷	15,600	北 野	18,900
駅前	30,000	根 小 屋	5,700
下 富 岡	16,800	荒 巻	15,300
若 野 浦	4,200	新 田	6,900
阿 弥 陀 瀬	8,400	中 央	11,400
高 畑	6,300	下 町 上	17,100
日 野 浦	13,200	下 町 下	18,300
中 梅 田	5,400	川 端 下	9,600
東 保 内	27,600	道 城 下	8,700
村 之 田	18,000	法 善 町	6,600
城 之 丘	11,400	寺 町	7,800
両 高	21,900	小 谷	2,100
		合 計	378,000

冬将軍に勝つぞー元気いっぱいわしまっ子ー わんぱく塾 冬の陣

小学1、2年生を対象とした「わんぱく塾 冬の陣」が全2回の日程で行われました。12月25日(水)は、中学校美術講師の井口直子先生の指導で、紙粘土でお正月飾りやおせち料理を作りました。子供たちは、自分の服が汚れることも気にせず、夢中で粘土をこね、実物以上の出来栄えのおせち料理が出来上がり、皆大満足の様子でした。



子どもたち、どこに転がるか分からない楕円状のボールを必死に追いかけて、みんな汗だくになっていました。さすがの「ボリスマン」子どもたちの元気な「わー」にタジタジ!?でした。当日は、七五三を迎えた幼児から大人まで、幅広い年齢層の方々49名が参加されました。天候にも恵まれ、「子どもと楽しそうに滑るファミリィ」、「白銀の世界を優雅に楽しむスキーヤー」、「子どもに負けじとスノーボードに初挑戦するお父さん」、「お父さん、スキーに疲れ一足早めに雪見酒」、「疲れた体を温泉で癒す人」等々、白銀

白銀の世界へ 村民スキー&スノーボードツアー in 池の平

1月19日(日)妙高高原 池の平温泉スキー場を会場に「村民スキー&スノーボードツアー in 池の平」が開催されました。当日は、七五三を迎えた幼児から大人まで、幅広い年齢層の方々49名が参加されました。天候にも恵まれ、「子どもと楽しそうに滑るファミリィ」、「白銀の世界を優雅に楽しむスキーヤー」、「子どもに負けじとスノーボードに初挑戦するお父さん」、「お父さん、スキーに疲れ一足早めに雪見酒」、「疲れた体を温泉で癒す人」等々、白銀

村民スキー&スノーボードツアーに参加して

私は、ツアーに参加して初めてスノーボードをやりました。最初は、立ち上がることさえできませんでしたが、でも片桐さんから教えてもらい滑れました。ありがたうございます。滑れた時は、すごくうれしかったです。友達と楽しく過ごすことができスノーボードが滑れて心に残る1日でした。公民館のみなさん本当にありがたうございました。 早川 未来(桐島小学校6年生)

幼い頃からスキーが好きで田舎で山道を滑ったことを思いだしもう一度滑りたい気持ちがあり和島村公民館スキーに参加させてもらいました。実技指導の先生に教えていただき若い人の様に上手に滑れませんが自分なりに滑って楽しんできました。白一面大自然の中に立った時のあの感触は忘れることができません。 島崎 小林 節子

心配していた天候は、雨、雪にあたることなく、好コンディションに恵まれ、楽しく雪と触れ合う事が出来た。今年、長男が初めてスノーボードに挑戦。スキークラブの方から指導を受け、沢山転んでいた様子だが、満足度100%!!の顔をしていた。三男も頑張つてスキー練習をした。いい汗がいて楽しかった。 阿弥陀瀬 八子 由美子

初心者スキー教室 参加者再募集

1月号でも募集を行いました。3月実施の教室に定員に余裕がありませんので、再度募集いたします。冬場の運動不足解消のためにも参加してみたいかがでしょうか。 対象：初めてスキーをする方、又は初心者程度の方

卓球クラブ 会員再募集

和島村卓球クラブでは会員の募集を行っております。素人、初心者大歓迎!興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。 活動日：毎週木曜 場所：勤労福祉センター等 時間：午後7時 対象：18歳以上



参加料：1,000円 申込期限：2月6日(木) お申し込みは公民館へ (☎74 3111)

お問合わせ 和島村体育協会事務局 (役場教育委員会) (☎74 3111)



子供2人と村民スキーツアーに初めて参加し、池の平スキー場に行ってきました。天候にも恵まれお兄ちゃんは一泊伸び伸びとスキーを。弟は午前中のスキー教室では素直な良い子、午後からは手におえないいつもの子に大変身。妻の日頃の苦勞を痛感し、私も良いお父さんに大変身して子供達と触れ合う事の出来た日となりました。 上桐 中村 義久

新区長紹介

平成15年の各地区の区長さんが決まりました。今年1年間、みなさんとの連絡をお願いしますので、よろしくお願いいたします。(敬称略)

地域名	氏名	地域名	氏名
上小島谷	佐々木 功	上 桐	矢島 茂春
中小島谷	久住 憲保	三瀬ヶ谷	竹内 進
下小島谷	山田 信一	北 野	菊地 勝也
駅前	小熊 教男	根小屋	栗林 仁六郎
小島谷	久住 等	荒 巻	倉部 昭一
下富岡	久住 英幸	新 田	早川 清松
若野浦	狩野 勇貴夫	中 央	近藤 初男
阿弥陀瀬	藤田 功	下町上	早川 春一
高 畑	大矢 博	下町下	早川 秀一
日野浦	高見 正志	川 端	早川 寿
中 沢	高橋 長三	道城下	山田 達平
梅 田	久須美 寿彦	法善町	早川 忠男
東保内	松永 昭	寺 町	桑原 三市郎
村 田	矢沢 健一	小 谷	河上 康栄
城之丘	小林 善弘	島 崎	早川 浅五郎
両 高	小黑 勇		

平成15年1月23日現在

子どものすくやかな成長を願って

児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父と生計を同じくしていない児童の健全な成長を願い、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のために支給される手当です。

対象者

- 次のいずれかに該当する児童を、主に母子家庭等の母などが監護している場合に支給されます。
- 父が死亡した児童
- 父が重度の障害の状態(年金の障害等級が1級程度)にある児童で、公的年金給付の額の加算対象となっていない児童
- 父の生死が明らかでない児童
- 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父が法令により引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 棄児などで出生の事情が明らかでない児童

支給内容

(世帯の所得額による制限あり)

- ・全部支給
月額42,370円
- ・一部支給
所得に応じて、42,360円から10,000円までの10円引きの金額となります。

支給手続

- ・次の書類をご持参の上、住民課 住民福祉係で手続きをして下さい。
- ・請求者及び対象児童の戸籍の全部事項証明
- ・世帯全員の住民票の写し(続柄、本籍表示のあるもの。)
- ・公的年金調書
- ・口座振替申込書(金融機関に確認が必要)
- ・認印、その他請求の内容により必要となる書類、証明書

特別児童扶養手当

精神又は身体(内科的疾患を含む。)に一定の障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当です。

対象
知的障害者もしくは身体障害の状態にある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している人。

- ・重度の場合
月額51,550円
- ・中度の場合
月額34,330円

児童福祉施設入所者(母子入所は除く)や所得が制限以上の人には支給されません。

支給手続

- ・次の書類をご持参の上、住民課 住民福祉係で手続きをして下さい。
- ・請求者及び対象児童の戸籍の全部事項証明
- ・世帯全員の住民票の写し(続柄、本籍表示のあるもの。)
- ・対象児童の障害に関する医師の診断費用紙は住民課にあります。
- ・認印、その他請求の内容により必要となる書類、証明書など
- ・請求者名義の郵便局の通帳



(☎ 74 3111)

今月のテーマ 給与所得者の 確定申告

平成14年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付が平成15年2月17日(月)から始まります。給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

給与所得者で確定申告をしなければならないのは、どのような場合なのでしょうか？

給与所得者の方で確定申告が必要となるのは、次のような方です。

平成14年中の給与の収入金額が2,000万円を超える場合
給与を1か所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える場合
給与を2か所以上から受けている方など

確定申告による税金は、どうやって納めればよいのですか？

税金の納付は、納付書に現金を添えて、納期限までに最寄りの銀行や郵便局、または所轄の税務署で納付します。税務署からは納付書の送付や納税通知などによるお知

らせはありませんので、ご注意ください。納付書は、税務署のほか銀行や郵便局に用意しています。このほか、所得税の納付の方法として、「振替納税制度」があります。振替納税制度は、金融機関の預貯金口座から自動的に国庫に振替することによって納税するものです。申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。



納期限に納税しなかった場合は、どうなるのですか？

納期限までに納税しなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。また、振替納税についても残高不足等で振替できなかった場合には、同様に納期限の翌日から延滞税がかかります。平成14年分の所得税の納期限は、平成15年3月17日(土)ですが、この納

期限後に納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。
平成15年3月18日から同年5月17日まで：年4、1%
平成15年5月18日以後：年14、6%

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、確定申告をすれば控除を受け、納めた税金が還付されると聞きました。どのような場合ですか？

還付の対象となるのは、次のような控除を受けることができます。

・雑損控除
地震、火災、風水害などの災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に損害を受けた場合や災害などに関連してやむを得ない支出をした場合
・医療費控除
病気やけがなどで一定の金額以上の医療費を支払った場合
・住宅借入金(取得)等特別控除
一定の要件に当てはまる家屋の新築、購入、増改築をして平成9年1月1日から平成14年12月31日までの間に居住した場合(新築等の日から6か月以内に居住の用に供した場合に限る。)(で、その家屋の新築等のための借入金があるなどの一定の要件を満たす場合

医療費控除の対象になる医療費はどのようなものがありますか？

医療費控除の対象となるのは、次のような費用です。

- ・医師、歯科医師による診療や治療の費用、また療養のための医薬品の購入費
- ・病院や診療所、介護老人保健施設などに収容されるための費用
- ・治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師などによる施術費など。
- ・保健師や看護師、准看護師などによる療養上の世話
- ・通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療器具の購入代や賃借料の費用で、通常必要なもの
- ・義手、義足、松葉づえ、義歯などの購入費用
- ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの規定により都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診療費用や通常必要な医療器具の購入費用など

なお控除額は、「平成14年中に支払った医療費の総額」(保険金などで補てんされた金額) 10万円(または、合計所得金額の5%のいずれか少ない金額)で算出され、最高200万円までが控除されます。

知って得する、覚えて役立つ情報

生活情報Q&A

「二セ税理士」には十分ご注意ください。
 問合わせ
 関東信越税理士会長岡支部
 〒940 1151
 長岡市三和3丁目8番地16
 (☎33 8080)

無料税務相談のご案内
 税理士会長岡支部では、「税理士はあなたと暮らしの相談相手」として、毎月2回の無料税務相談を行っております。お気軽にご相談ください。
 相談場所
 関東信越税理士会長岡支部事務局
 相談日時
 毎月第1、第3の水曜日
 午前9時30分より正午まで
 相談内容
 税金に関すること全般です。
 相談方法
 (1) 税理士が直接面談してお答えします。
 (2) 税理士には法律により守秘義務が課せられています。
 (3) 相談内容を説明できる資料がありましたら、ぜひお持ちください。
 (4) 電話にてご予約ください。
 税理士業務は税理士として登録されているの以外は法律で禁止されています。

土壌汚染対策法が施行されます
 土壌汚染対策法が平成15年2月15日より施行されます。
 次のいずれかの条件を満たす土地の所有者等は、土壌汚染の状況を国の指定を受けた「指定調査機関」に調査させ、その結果を県知事に報告することが義務づけられます。
 調査条件
 調査結果
 調査により、土壌汚染が認められた土地は、知事から「指定区域」に指定され公示されます。また、台帳が作成され公開されます。
 指定区域
 「指定区域」内は、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合、県知事は土地所有者等に汚染の除去等の措置を知事が命令することがあります。また、「指定区域」内で土地の形質変更する場合には県知事に届け出をすることが必要になります。

工場の種類	規模の基準
建築物の解体	延べ床面積 80㎡以上
建築物の新築・増築	延べ床面積 500㎡以上
建築物の修繕・模様替え	工事金額 1億円以上
その他の工作物の工事(土木工事など)	工事金額 500万円以上

建設リサイクル法を遵守してください
 平成14年5月30日から建設リサイクル法が施行され、一定規模以上の工事には分別解体と再資源化が義務づけられています。
 家を建て替えるなどの工事を発注する人(家主など)は、工事が始まる7日前までに必ず届出書を提出してください。
 未届出で工事をした場合は、家を建て替えるなどの工事を発注した人(家主など)に20万円以下の罰金が課せられます。
 対象となる工事の規模

届出先
 工事が行われる区域を所管する土木事務所へ。

高齢者とその家族のよろず相談

相談電話 025 - 285 - 4165
 新潟県高齢者総合相談センターでは、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや、心配ごとの相談を無料でお受けしています。
 なお、平成15年2月から3月の相談日程は次の通りです。

相談の種類	相談時間	2月	3月
よろず相談	毎週月曜日から金曜日 9:00 - 17:00まで (土日祝日・年末年始は除く)		
専門相談(予約が必要)			
法律	13:00 - 16:00	3.10, 17.24, 27	3.10, 17.24, 27
医療	13:00 - 15:30	5	5
痴呆	14:00 - 16:00	19	19
公的年金・保険	13:30 - 15:30	4	4
税金	10:00 - 12:00	14	14
健康・介護	10:00 - 16:00	13	13

与板地区交通安全協会から
 平成15年
原付バイク講習日のお知らせ

申込先
 与板地区交通安全協会(与板警察署内)
 必要なもの
 写真1枚(6ヶ月以内に撮影したもの)
 住民票1通(本籍地の記載してあるもの)
 印鑑
 新潟県収入証紙¥4,050(銀行で購入)
 受付時間
 午前8時30分~午後4時(月曜~金曜まで)
 原付バイク講習日
 場 所...大河津自動車学校
 日 時...3月16日(日)・4月20日(日)
 6月22日(日)・7月27日(日)
 8月24日(日)・9月28日(日)
 11月16日(日)
 時 間...午前8時~11時まで

2月の納税・納入

固定資産税
 国民健康保険料
 介護保険料
 保育所保育料
 幼稚園保育料

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
②	3	4	5	6	7	8
⑨	10	⑪	12	13	14	15
⑬	17	18	19	20	21	22
⑳	24	25	26	27	28	

長岡広域圏イベント情報

『第27回小千谷風船一揆』 小千谷市
 期 日 / 2月22日(土)~23日(日)
 会 場 / 小千谷市西中
 内 容 / 熱気球大会を主体に、雪上イベント等、盛りだくさんの内容となっています。
 問合せ / 小千谷市商工観光課 (☎83 - 3512)

『栃掘裸押合大祭』 栃尾市
 期 日 / 2月8日(土)
 会 場 / 栃掘崇守神社
 内 容 / 男達が毘沙門天像の前で「サンヨ、サンヨ」の掛け声で押し合い、福札を奪い合う勇ましい祭です。
 問合せ / 栃掘区事務所 (☎52 - 3521)

『雪洞火ぼたる祭』 川口町
 期 日 / 2月8日(土)~9日(日)
 会 場 / 川口町キャンパス川口周辺
 内 容 / 夕闇に包まれると、ろうそくの灯りがほんのりと浮かびあがり、あなたを幻想的な雰囲気誘います。
 問合せ / 川口町企画商工課 (☎89 - 3112)

児童手当受給者のみなさんへ
 2月期の児童手当(平成14年10月から平成15年1月分)を2月10日に指定された金融機関の口座にお振込みいたしますので、ご確認ください。
 支給額
 第1子...5,000円(月額)
 第2子...5,000円(月額)
 第3子...10,000円(月額)
 支給対象者
 ・小学校就学前の児童を養育している者

長岡・小千谷地区 合同就職面接会
 日 時 / 2月13日(木) 午後1時30分~4時
 場 所 / ハイブ長岡
 内 容 / 参加企業との個別面接、適職判定
 事前申込みは不要です。
 お問合せ先
 ハローワーク長岡・学卒担当
 (☎32 1181)

お知らせ

役場 ☎74 - 3111 FAX74 - 2791

INFORMATION

2月の救急診療のご案内

内科、小児科、外科、歯科の昼間

	診療科目	診療時間
長岡市休日急患診療所(☎35-8255)	内科・小児科・外科	9:00~18:00
長岡休日急患歯科診療所(☎33-9644)	歯科	9:00~16:00

休日救急当番医表

区 分	午前10時~午後5時	午前9時~翌午前9時
診療科目	産婦人科	内科・小児科・外科・産婦人科
2日(日)	セントポーリア ウィメンズクリニック	立川 総合病院
9日(日)	杉本 医院	長岡 赤十字病院
11日(祝)	長岡 西病院	長岡 中央総合病院
16日(日)	明石 医院	立川 総合病院
23日(日)	齋藤 医院	長岡 赤十字病院

お問い合わせ及び連絡先
 長岡赤十字病院 ☎28 - 3600 齋藤 医院 ☎32 - 4499
 長岡中央総合病院 ☎35 - 3700 杉本 医院 ☎32 - 1546
 立川 総合病院 ☎33 - 3111 セントポーリア ウィメンズクリニック ☎21 - 0800
 長岡 西病院 ☎27 - 8500 トマト・レイズ・クリニック ☎39 - 7111
 明石 医院 ☎32 - 3262 丸岡 医院 ☎39 - 2422
 小林 医院 ☎27 - 7755
 都合により当番の変更がありますので、事前にご確認ください。

歯の健康 Q&Aコーナー
 Q 歯周病が進むと心筋梗塞、肺炎、糖尿病に関係があると聞きました。口の中の病気が全身の病気に影響するのでしょうか？
 A 歯周病が必ず全身の病気を引き起こすわけではないですが、最近の研究によると、「進行した歯周病のある種類の歯周病菌が、歯ぐきの毛細血管から全身の血管に入り込み、他の臓器の病気の誘因となる可能性がある」ということがわかっています。

心筋梗塞の場合は、心臓の血管に入り込んだ歯周病菌の毒素が血液を固まらせ、血栓を誘発する可能性があるといわれています。肺炎の場合は、免疫力が低下しているお年寄りなどで、気管支や肺に歯周病菌が住み着いて、肺炎を誘発する可能性があるといわれています。糖尿病の場合、歯周病菌が血液中のブドウ糖を細胞に取り込むことを阻害して、高血糖状態になってしまいう可能性があるとされています。日頃から正しい歯の磨き方を心がけて、歯科医院で定期健診を受けることが大切であるといえます。
 (新潟県歯科医師会)

商業・法人登記事務が コンピュータ処理に変わります

1 新潟地方法務局長岡支局が管轄する商業・法人(会社や財団法人等)の登記事務処理を、平成15年2月10日(月)からコンピュータにより取り扱います。

《コンピュータにより取り扱う業務》

- ・株式会社及び有限会社等の会社の登記事務
- ・社団法人、財団法人及び事業協同組合等の法人の登記事務

《コンピュータにより取り扱わない業務》

- ・平成15年2月10日より前に閉鎖された会社及び法人の登記事務
- ・解散や破産等の登記がされている会社及び法人の登記事務

商業・法人登記事務がコンピュータ処理に変わるにより、現行の登記簿謄本(抄本)に代わり、「登記事項証明書」を発行します。手数料は1通1000円(10枚まで)です。また、コンピュータ化後は、登記簿の閲覧の制度はなくなり、会社等の商号や本店等を記載したものを「登記事項要約書」として発行します。手数料は1登記記録(会社又は法人1社)500円(5枚まで)です。現行の商業・法人登記簿は、コンピュータ化に伴い閉鎖されますが、閉鎖登記簿として謄本(抄本)の請求や閲覧をすることができます。

詳しくは、新潟地方法務局長岡支局(☎0258-33-5111)にお問合わせください。

2 商業・法人登記事務のコンピュータ処理の開始により、インターネットで登記事項を確認することができる登記情報提供サービスの取り扱いが同時に開始されます。

登記情報提供サービスについてのお問合わせ先は次の通りです。

財団法人 民事法務協会
 URL <http://www1.touki.or.jp/>
 メール info@touki.or.jp
 電話 03-5297-3751

更年期相談会のお知らせ

身体がカーと熱くなる、頭痛やめまいが起きる、夜眠れない...これが更年期症状なのかしら?と考えている方、病院に行くほどではないけどなかなか症状がなおらないという方、専門医に相談してみませんか?

個別相談で秘密は守られます。予約制ですので、希望される方は担当までご連絡ください。

日時/2月27日(木) 午後2時~4時

場所
 長岡健康福祉環境事務所
 1階 会議室
 (長岡市川崎町前田2711番地1)
 相談医
 長岡中央総合病院
 副院長(産婦人科部長)
 加藤 政美 先生
 申込締切
 2月25日(火)まで
 お問合わせ・お申し込み先
 長岡健康福祉環境事務所
 地域保健課 地域保健担当
 電話 ☎33 4931

2月は新潟県の労働相談強化月間です

労政事務所は労働に関する相談に常時応じている県の機関です。相談は無料、秘密は厳守されます。弁護士相談、カウンセリング相談も受けられます。(要予約)

相談時間/月曜日~金曜日(休日を除く)

相談場所/長岡労政事務所
 新潟県長岡総合庁舎3階
 電話 ☎0258 37 6110
 (☎0258 37 6110番)

分水桜まつりおいらんど中 おいらんど役を大募集!!

分水桜まつりの「おいらんど中」は珍しい行事として、全国的にも有名ですが、その主役である「信濃太夫」・「桜太夫」・「分水太夫」の三太夫役を次の通り募集しています。

応募資格
 (1) 年齢18歳以上(高校生は除く)
 (2) 身長150~165cm位の健康な女性
 (3) 未婚、既婚・住所は問いません

応募方法
 (1) 写真2枚(上半身、カラーで正面・側面各1枚【サービス版】を同封し、住所・氏名・電話番号・身長・年齢を記入のうえ、分水町観光協会へ郵送または直接提出してください。
 (2) 写真は後日返送いたします。

応募期間
 2月1日(土)~28日(金)必着
 その他
 (1) 応募者の中より書類審査で選考し、二次審査(面接)により決定します
 (2) 審査は一般の方には公表しません
 (3) 夜間3回位練習があります

おいらんど日程
 ・分水桜まつり 4月11日~24日
 ・おいらんど中前夜祭 4月19日
 ・おいらんど中 4月20日

平成15年度電気通信サービスモニターの募集について

総務省では、電気通信サービスを安心して利用することができるよう、利用者の視点に立った電気通信行政の推進に取り組んでいるところですが、電気通信サービスに関する利用者のご意見やご要望を幅広くお聞かせいただき、今後の電気通信行政に反映させるため、平成15年度電気通信サービスモニターを募集します。

活動内容
 ・総務省が実施するアンケート調査への回答(年2回実施予定、全員)
 ・総務省が各地域で開催するモニター会議への出席(年1回開催予定、別途出席をお願いする方)
 応募資格
 電気・インターネット等の電気通信サービスに関心がある満20歳以上の方で、前記の活動を行うことが可能な方。ただし、総務省及び電気通信事業者に勤務経験のある方並びにその方のご家族を除きます。

応募先: 分水町観光協会
 (〒959 0195
 分水町地蔵堂2687 3)
 受付時間: 午前8時30分~午後5時まで(土・日・祝日は除く)
 ☎0256 97 2111
 (分水町役場内)

委嘱期間
 平成15年4月1日から
 平成16年3月31日まで
 募集人員
 新潟県内にお住まいの方20名(全国で1,000名程度)

応募方法
 はがきの裏面に、住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、性別、職業、及び応募の動機を記入し、表面に「モニター希望」と記入の上、総務省信越総合通信局あてに郵送して下さい。

なお、はがき以外での応募はご遠慮願います。

募集期間
 2月21日(金)まで(当日消印有効)

謝金
 アンケート調査にご協力いただいた方及びモニター会議にご出席いただいた方に別途謝金をお支払いします。

選考結果の通知
 モニターをお願いする方に、平成15年3月末日までにその旨を通知します。なお、採用されなかった方には通知いたしませんので、あらかじめご了承ください。

申込先・問合わせ先
 総務省 信越総合通信局 情報通信部 電気通信事業課
 〒380 8795
 長野市旭町1108番地
 ☎026 234 9948

善意をありがとう

社会福祉に役立ててほしいと、和島村社会福祉協議会に次の方よりご寄附をいただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

小島谷 福 太郎様

司法書士による 相続登記の無料相談 月間のお知らせ

新潟県司法書士会では、毎年2月の1ヶ月間を「相続登記はお済ですか月間」と定め相続登記についての県内一斉無料相談キャンペーンを実施いたしております。

この機会にお近くの司法書士事務所にお気軽にご相談ください。相続登記や諸手続きについて、無料でご相談に応じております。

また1年を通じて毎週水曜日の午後1時30分より4時まで左記にて無料相談に応じておりますので、ご利用ください。

「司法書士無料相談」
 ☎025 228 1589
 不明な点は新潟県司法書士会にお尋ねください。

新潟県司法書士会
 〒951 8063
 新潟市古町通13番地5160番地
 ☎025 228 1589

乳幼児医療費助成事業の 一部負担金の 助成について

和島村では安心して子供を生み育てる環境整備のひとつに乳児0歳児(幼児)通院費については1.2歳児、入院については1.2.3歳児対象)の医療費の助成を行っております。現在、お子さんが病院にかかった場合、ピンクの用紙(国民健康保険はいりません)を提出し、一部負担金(通院1回530円・入院1日1,200円)を支払っていただいてありますが、申請によって一部負担金も助成されます。

申請手続き
 領収書・保険証・受給者証・保護者の通帳・印鑑をご持参の上、住民課保健衛生係で手続きを行ってください。

詳しくは役場住民課 保健衛生係にお尋ねください。
 ☎74 3111

お詫びと訂正

広報1月号19頁で賞の名前に誤りがありました。ここに深くお詫びし訂正いたします。

正 新潟県社会福祉協議会長賞
 新潟県社会福祉協議会長賞

農業者年金に 加入しよう

農業従事者なら だれでも加入

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事するものであれば誰でも加入できます。農地を持たない農業者や家族従事者も加入できます。

積立方式で安定した 財政運営

将来受給する年金は自らが積み立てる方式となりますので、少子高齢化の進展にも対応でき、長期間に安定した制度です。

確定給付型ではなく確定拠出型の積立方式であるため、運用いかんにかかわらず、安定した運営が可能です。

積立金は安全かつ 効率的に運用

積み立てられた保険料は農業年金基金が債権を中心に安全かつ効率的に運用します。

80歳までの保証が付いた 終身年金

年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前になくなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

税制面でも大きな 優遇措置

保険料は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付についても公的年金等控除の対象となります。

保険料の手厚い国庫助成

認定農業者等一定の要件を備えた意欲のある担い手に対し、保険料(月額2万円)の2割、3割又は5割の政策支援(保険料の国庫助成)があります。

保険料を自由に選択

政策支援を受けない場合、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。減額・増減も任意です。